

# 千葉県国土利用計画地方審議会第6回国土利用計画調査検討部会 議事録

開催日時：平成29年8月21日（金）  
14時00分から15時40分  
開催場所：ホテルプラザ菜の花  
4階 楨1

司 会	<p>定刻になりましたので、ただいまから千葉県国土利用計画地方審議会第6回国土利用計画調査検討部会を開会いたします。</p> <p>私は、本日の司会進行を務めます、政策企画課地域政策班の佐藤と申します。</p> <p>よろしくお願い申し上げます。</p> <p>それでは、お配りしております資料を確認させていただきます。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 会議次第</li><li>・ 出席者名簿</li><li>・ 座席表</li></ul> <p>資料1 第5次千葉県国土利用計画・土地利用基本計画の骨子（案）</p> <p>資料2 県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標（案）算定資料</p> <p>資料3 五地域区分の重複する地域における土地利用に関する調整指導方針（案）</p> <p>参考1 第4次国土利用計画の評価（案）</p> <p>参考2 千葉県国土利用計画地方審議会国土利用計画調査検討部会設置要綱</p> <p>以上でございます。配付漏れはございませんでしょうか。</p> <p>次に、本部会は、全員出席により、成立しております。</p> <p>なお、本部会は、お手元に配付してございます参考2の設置要綱第4条に基づき、会議の公開となっております。第8条に基づき、議事概要をホームページに公開することとなっております。</p> <p>では、早速ではございますが、次第にしたがい、議事に移らせていただきます。</p> <p>ここからの会議の進行につきましては、千葉県行政組織条例第33条第7項で準用する第32条第1項の規定によりまして、部会長をお願いしたいと思います。池邊部会長よろしく願いいたします。</p>
池邊部会長	<p>はじめに、本部会への「報道関係者」及び「傍聴者」の参加について確認します。本日の部会に、「報道関係者」及び「傍聴者」は参加していますか。</p>

司 会	<p>本日は、報道関係者の方及び傍聴者の方もいらっしゃいません。</p>
池邊部会長	<p>この部会も第6回、今回が最後ということで、次回は本審会になります。</p> <p>前回骨子案について、御検討いただきましたけれども、今回皆さんの御議論を反映した案と、今日は規模の目標について具体的に御説明いただくということになっております。</p> <p>それでは、早速議事に入らせていただきます。</p> <p>(1)、(2)、(3)、こちらも前回御説明だけいただいたところでございますけれど、三つ一括して説明したいというお話を事務局の方からいただいておりますので、説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(説明)</p>
池邊部会長	<p>それでは最初に御説明いただいた資料1につきまして、前回どちらかというともっと千葉のいいところをアピールするというような形で、いくつか御指摘をいただきました。それから前半の「基本的な考え方」のところと、先ほどお話のあった「県土利用の基本方針」並びに「利用区分に応じた基本的な方向性」、特に9ページ以降の「計画の実現に向けた措置」のところとの整合性というところで、今お話しいただいたような、国土利用としては大分頑張っていた形になってはいますが、ただ定性的な部分は先ほど御説明がありましたようになかなかこの根拠はどうなんだと言われると難しいところがありますが、大分表現を工夫していただいたような状況です。先ほどの互惠関係という言葉も工夫していただいて出しているのかなと思っております。</p> <p>まず資料1につきまして、御意見、御質問等いただきたいといいます。いかかでございますでしょうか。</p> <p>あと防災のところも大分付け加えていただきました。</p>
志賀委員	<p>ちょっと感想というか何か参考になることがあればという話で御意見を何点か申し上げたいのですが、まず一点目は3ページの「目指すべき県土の姿」辺りなのですけれども、先ほどちょっとお話しがありましたけれども、都市と農山村という話でここをどういうふうにするかということで、「目指すべき県土の姿」ということがなかなかクリアに具体的なものとして、こういうモデルだ、みたいな話が難しいのは分かるのですが、4ページの丸のところがちよっとごちゃごちゃしているという感じを受けました。国交省の資料を見ていると、その辺の二層の広域圏みたいなことを言っていて、一つは国際競争力なり都市圏の広域的な視点、成長を引っ張っていくような都市的な基軸をどこに持っていくかというようなことと、もう一つ生活に密着した生活圏みたいなものを中で考えているような考え方があるのかと、それが千葉県の場合はいまFITするのかなということはあるのですけれども、そんな観点もあって</p>

	<p>もいいのかなと、そうするともう少し都市と農山村のあたりと、産業と自然景観、自然環境、生活圏みたいなところの繋ぎができるかもしれないというところが一点目です。</p> <p>それからそれと少し関わるかもしれないのですが、5ページの「(2) 県民の営みとともに在る自然環境・景観の保全・再生」の項目のところと、(1) はどちらかというところと産業的なことが書かれていて、あえてそこは書き分けたという感じもするのですが、今(2)のところは、例えば農林水産業の県民の営みみたいなものと、自然環境の方向性とか景観保全みたいな、その繋がりみたいな、ちょっとそういうにおいがした方が千葉県らしいというか、そんなような感じを受けました。これが二点目です。</p> <p>第三点目は6ページの多様な主体の交流・連携・県土の支えあいというところ、後ろの方でもう1回、11ページで多様な主体の交流・連携・県土の支えあいということが出てきていて、県土の支えあいというのが提示されて、それはすごく良いんだと思うんですけど、その具体像なり、今の段階の例えば地方分権改革が進んでだいぶ経ったが、なかなか独自の取組ってというのが進まない中で、多様な主体と行政の役割とは何なのかといったところで、県自体なり、県の横断的な連携、本庁だけではなく出先の事務所なり、後で出てくるゾーンごとの市町村のあたりで、県土利用・土地利用の中で行政がどのような役割を果たさなければならぬか、前向きなメッセージがあると良いと感じました。</p> <p>人材とか情報とか研究といった、県土利用に関する視点があっても良いと思います。</p> <p>池邊部会長                    いずれも大事な視点だとは思いますが、事務局どうでしょうか。</p> <p>事務局                        本文の作成にあたって、今の知見を参考にしながら膨らませていきたい。県土の支えあいの行政の役割については、今のところ、行政だけではなく、市民の参加を主眼にしているため、行政の役割は、別に後ろに控えているわけではないが、こういう活動の普及・啓発をしていくことを想定しています。分権の話もありましたし、市民が参画していくという話の中で、行政の役割を明確に書くことは難しいと思いますが、勉強していきたいと思います。</p> <p>池邊部会長                    私も気になったのは6ページの(4)がどこにでもあるようなものだけなので、千葉県らしさというものが、もう少しここで出てきて、それを受けて、11ページでは個別の内容になっているので、どう支えあうのかというような新しさ、千葉県らしさをどう展開するのか、前半では本来的にはポテンシャルは非常に高いけれども、県内の地域での連携があまりとられていないというのが現状だと思います。個別のNPOとかそういうのも、自然環境なら自然環境とか、社会的福祉とかそれぞれの分野では、育っているんだと思うんですけども、それが連携して、県内での広域な連携はあまり図られていないと思いますので、もう少し具体</p>
--	--

<p>志賀委員</p>	<p>像が出てくる、また、支えあうためにどういう人材の育成、どういう情報を取得して展開するのかを付け加えられると良いと思います。</p> <p>森林に関して、今度7月に総務省が森林の管理・活用に関する行政評価・監視の結果に基づく勧告というのをを出していて、それを見ると、市町村に林地台帳を作らせるなど、いろいろな権限を市町村に落として、森林経営計画とかを作成することになっているのですが、なかなか進んでいないようで、千葉県でもかなり進んでいないと思うんですね。そうすると産業的な発展ももちろんあるんですけど、そういうところも森林に関しては問題となってきて、そういうところに関するガバナンスみたいなものが、県と市町村がどのように協力してやっていくかというところが問われていくと思います。都市計画なんかは市町村に分権化してるので良いと思うんですけど、国立公園とかの関係はなかなか市町村というよりも、県とか県の出先機関ということかと思しますので、それぞれの分野が違う分権のあり方をしていて、横断的と言っても上手く連携が取れないということがあると思うんですね。それを千葉県として、どうやっていくのかっていう視点が少し入ると良いかなと思います。</p>
<p>池邊部会長</p>	<p>今のお話に関連して、今年から、まだ成立していませんが、環境省と農水省と国交省と3つの生物多様性の部門が連携して、法に基づいた促進計画を、今まで立てていないのでやろうという委員会が始まるんですけど、生物多様性に関して環境省、農水省、国交省が一緒にやっぺいこうなんて初めての動きだと思うので、千葉は割と取り組みやすい場所なのかと思います。森林については東北とか四国とかでは森林分野がすごく勢力をもっているのですが、千葉では農業と森林と宅地が近接しているんで、連携・協働ができるのではないかと。</p>
<p>志賀委員</p>	<p>千葉でやらないでどこでやるんですかという感じで、重複がない森林地域は全国で国土の31%なんですね。68%森林だと言われる内の半分くらいは山奥の森林で勝手にやれる場所となっています。千葉県では県土の2%なんですね。他は農業地域なり都市地域とかと重なっているところなので、何らかの形で土地利用調整という話があって、そういったところで、生物多様性をキーワードに、間をどうやってつなぐのかといったようなやり方はあるような気がしますので、まだそこまではやっていないというところかと思いますが、布石を打っておくようなことはあっても良いと思います。</p>
<p>岡委員</p>	<p>今に関連した話ですが、3省合同で、特に国交省が入っているというのは出先機関をたくさん持っていますから強力だと思います。第5次国土利用計画ではグリーンインフラの視座を入れています。社会資本の例えば道路とかと同じように、生物多様性ならびに自然環境も社会資本だと日本が認識し始めて、行政の方も、国交省が認識して動き出したということは強力なエンジンになりうると思います。千葉県は川や海、内水</p>

	<p>面、平地、山野も持つため、国の行政が標榜するグリーンインフラをいろんな形で先取りしやすいと思います。たとえば国交省が1級河川の利根川下流域にスーパー堤防を増築する計画の一方で、親水域や生物多様性の消失懸念に配慮して復元エリアも確保しようとしています。昔は蛇行していた流路を直線化させたり高敷堤防をつくる過程で、川畔に魚介類の産卵場として機能するワンドを復元させたり、希少種のオオセッカやコジュリンの繁殖場の湿性草原を創出しようとしています。とはいえ川は大きな物理的エネルギーが支配し、多少の人為を施しても大きなエネルギーには勝てず毎年のようにメンテナンスが必要になることは予想でき、相対的に見れば自然が形作った地形と流路のままに維持した方がコストがかからないと思います。流域の私有財産などが冠水で被害を受けるのは避けたいとするなかで、国交省でも昔風の土建風の使命感の中で今では生物多様性を明らかに標榜し、流域の自治体の一つ東庄町でも連携して、町のシンボルのコジュリンの生息地を復元しようとして、役場と小学校ではビオトープ運動をやっている、国交省は汗をかく体質をもっているので一緒に汗をかき始めています。県としても、5ページの基本方針の2（1）環境保全と再生、（3）歴史、文化自然に根差した良好な景観の維持形成とし、それが後ろの方になると、10ページでは歴史、文化に根差した良好な景観の維持・形成と、これは景観法に基づくものでむしろ小さくなってしまっているので、国のグリーンインフラに呼応して、歴史的、文化的なものに加え、自然環境との融合性を打ち出し、地域を魅力的なものに持っていく転換が必要だと思います。</p>
池邊部会長	<p>グリーンインフラの話は、国交省的に言うともだまだ小さなスケールなんですけど、千葉みたいなところで展開するとすると、川と言っても都市河川ではなく、大きな生態系の話が出てきますし、森林との兼ね合いで言うと、流域系といった考え方もできるんだろーと思います。そのあたりが、都市的な部分で言うグリーンインフラっていう、いわゆる水と緑のネットワークっていう話よりも、もっと大きな融合性が図れると思いますので、入れていただいた方が良いでしょう。</p>
大江委員	<p>今の点に関して提案ですが、6ページの④自然生態系の有する防災・減災とありますが、今議論されているような農地と森林の相互機能と言いますか、千葉、特に房総の方は多いですが、自然生態系の有する防災機能を活用とありますが、それだけだとナイーブすぎるんじゃないかなと思います。農地が放棄されることで竹林が増える、竹林が増えると非常に土砂が流れやすくなる、逆に防災機能を減少させて加速させるネガティブな多面的機能があると思いますので、ここは、2行目のところ、自然生態系のマネジメントを通じた減災機能を活用するとか、要するにマネジメントの重要性を一言入れておいていただいた方が良いでしょう。</p>
池邊部会長	<p>千葉は人の手が入っている自然だと思いますので、それが放棄された</p>

	<p>ことによって様々なことが起こっていますので、特に竹林はどんどん増えて深刻な課題だと思っておりますので、ここは補完的な活用と書いてありますけど、マネジメントという言葉を使えば、もう少し能動的にも戦略的にも活用できるのかなと思っておりますので、ぜひお願いします。</p> <p>県民の営みとともにというところが、農林水産業的な言葉を入れてもらおうかといったところはどうでしょうか。</p>
大江委員	特にそこは無理しなくて良いんじゃないかなと思っております。
志賀委員	特に気になったのは資源循環型っていうのが、産廃のことがあって、それはもちろん産廃を資源循環っていうのは良いんだけど、もう少し昔からあったものとバランスが取れた方が良いかなと思っております。
池邊部会長	全体としては最初から産廃、最後はバイオマスとなっています。
志賀委員	今問題になっているのがそれだ、というのはわかるのですが、県土の恵みにこたえるっていうのが付いているので。
池邊部会長	恵みにこたえるという部分が抜けているということですね。
事務局	この記載は県の環境基本計画の資源循環型というところを見ると、ここに書いてあることプラス、リデュース、リユース、リサイクルというところで、リデュースのところを除いた土地利用の部分抜き出して書かせていただいたところで、県の行政計画の整理の中では不適切ではないと理解しています。
池邊部会長	不適切ということではなく、その前に農林水産業の中に今まで生きてきた資源循環型みたいのを。
志賀委員	県民の営みとともにあるというのが、ちょっとバランスがどうなのかという懸念があります。
池邊部会長	ちょっとそこは考えていただいて。
事務局	農林水産業っていうのは、農業や林業とかを営むことで、土地に働きかけることによって資源が循環してきたという側面をこの中に入れていくという趣旨でしょうか。土地への働きかけ、業なので、行ってきたそのこと自体がまさに循環だと。
志賀委員	農地と森林の、全部とは言いませんけれども、一部の管理とか利用みたいなところ、それを歴史的なところまでたどれば、循環型の県土利用をされることによって現在の千葉の県土の在り方っているのが形成されてきたという側面があるわけですね。その中の一部の管理が今危う

	<p>くなってきた、いろいろな問題が生じているということであるとすれば、県民の営みというところとのつなぎってというのがあった方が良くかなと。</p>
大江委員	<p>歴史的に形成されてきたとか、生活と仕事の基盤だったとか、歴史的な視点の中で千葉の恵みが形成されてきた、と。そういうシステムが失われることで、不法投棄とかいろいろな問題が生じているという理解は皆さんお持ちだと思います。歴史的なものはどうなのかな、どこまで書き込めば良いのかというのがわかりませんが。</p>
事務局	<p>個人的には書きたいものがあったりするのですが、行政計画なので、歴史的なものとか背景を書いたとして、後ろにつながってくるものが、しりすぼみになってくるのかなというところが若干あります。措置のところも基本方針と若干ギャップがあるとは思いますが、おっしゃっていることは大事なことだとは思っています。</p>
池邊部会長	<p>歴史的っていう言葉が、千葉県内は 1000 年を超える<small>わみょうるいじゅしょう</small>倭名類聚抄に地名のある農村が非常に多く残っているんですね。皆さんご存知のとおり、古くから、縄文時代から、同じ地域で営まれているようなところも多いので、歴史的と書くと歴まちみたいな話ではなくて、もっと長期的な昔から営みがあって、それに支えられてきた、そこに戻るといふ部分もあるのかなと思います。</p> <p>難しいですね。</p>
事務局	<p>どのようなことが書けるか、考えていきたいと思います。</p>
中村委員	<p>壮大なものから具体的なものになってしまうんですけども、8 ページの東葛・湾岸ゾーンの今後人口減少に転じる見込みというところが、平成 22 年からの人口を見ますと、この地域ほとんどが増加していて、確かに高齢化するんですけども、高齢化イコール人口減少っていうのもどうかと思ひまして、人口減少は外した方が良くのかなと思います。</p>
事務局	<p>すみません、事前にお送りしたバージョンから修正しておひまして、減少に転じる見込みというものは削っておひます。失礼いたしました。</p>
中村委員	<p>わかりました。</p>
池邊部会長	<p>他に何かございますでしょうか。</p>
志賀委員	<p>森林のところなんですけれども、4 ページの成長産業化というところ</p>

	と、後ろの方のところ、9ページ、自然環境の保全・再生のところなので、森林の管理に重点があって、産業的などころとは違うとは思いますが、森林課の方でどう認識しているかということですが、森林資源の集約化とか成長産業化的なところは確かに国はそういう風に言っていて、千葉県は北海道や九州とは違っているので、それをそのまま土地利用基本計画に持ってくるというのはどうかな、大きなくくりでは農業や林業は成長産業化だからというのは仕方ないのかとは思いますが、そこを森林課の方でどう考えるかのところとのすり合わせを。これについてはこだわらないですが、気になったので。
事務局	各部に照会して、この形になっております。ただ、おっしゃるとおり、千葉に広大な面積の森林があるわけではないので、どれだけ適当なのか、表現を検討したいと思います。森林課さんはいかがですか。
森林課	面積的には確かに北海道とかに比べて全然少ないんですけど、経営計画の策定支援とかは総合計画や執行計画でも出しているのです。
志賀委員	ただ、市町村が見たときに、乗ってこられる市町村は限られて、東葛なんかはどうかな、と。
大江委員	行政の姿勢として書かざるを得ないってこともあるんでしょうね。
森林課	国の方の骨太の方針でも来年度以降、林業の成長産業化を打ち出されていて、確かに弱小なんですけど、文言としてはこうならざるを得ないかなと認識しています。
池邊部会長	若い人材の確保とか一所懸命やっていますし、千葉ではそういう人たちの確保も山奥に入っていくわけではないので、やりやすいのかも知れませんが、なかなか全体としては難しいですね。森林税を払うような大きなところとは違うので。
池邊部会長	他にありますか。 資料3の調整方針についてはどうでしょうか。
大江委員	行政として御英断をしていただいたということか思います。
池邊委員	志賀委員がおっしゃられたように、五地域の重複する地域が千葉県は非常に多いので、調整方針が少し変わるだけでも、少しは変わってくるのかなと思います。無秩序な市街化の抑制とか、書いていただくと違うのかな、と。
中村委員	今回追加していただいたところの、特定の場合というものはどういうものをイメージ、想定されているのでしょうか。

事務局	都市計画法で、市街化調整区域においても例外的に開発行為が認められているものを指しております、例えば日常生活の物品を買うようなところがないと困るといふようなところ、周辺が市街化している場合は、近くに買うところがないと困りますので、コンビニ等の日用品を調達できるようなものを開発するといふことが無きにしも非ずです。他には、地区計画で緩和して、施設を作るとかいうものもあります。都市的な利用を抑制するとだけ書いてしまうと、そこができないのではないかといふ誤解を招いてしまいますので、法律で定められた例外的な要件があれば認めるということとしています。
池邊部会長	他に資料3についてありますか。
志賀委員	国から示された方針を他の県はどうしているのでしょうか。
事務局	首都圏を見てみますと、茨城県が変えていますが、他の都県では基本的にはなさそうです。いずれにせよ、市街化調整区域ですので、改めて無秩序な市街化を抑制することを示しており、バランスを取っていくとこいう形になったといふことです。
池邊部会長	全国的にこれだけ重複しているところはあまりないので、調整方針がなくても大丈夫といふところもあります。千葉県は脂身の霜降りのように重なっていて、しかも3重、4重に重なっているところもあります。次に資料2ですね。まずは地域別ではなくて全体の規模の目標といふところで、何か御意見はありますか。
志賀委員	森林だけかもしれないですけど、森林簿ってひどいところは10倍とか面積があるんですね。林地台帳を整備するといふ話があって、整備されてきたときに、森林簿の面積に差が出てくる可能性があるんですね。そういう場合の面積の対比はどういふことになるのでしょうか。地籍でもなく、林地台帳を整備した時に、森林簿と違ったといふのが出てきたときに森林簿も直すのかどうかとこいうところとか。
森林課	それがどれくらい変わるかはわからない話なので、何ともいえないが、場合によって修正していくことになります。
志賀委員	千葉県だけの問題ではないってことですよ。
池邊部会長	他にいかがでしょうか。 農地の方はこれでいかがでしょうか。
大江委員	行政的な思いも入っているといふので、いいんじゃないかなと思っんですけど、わからないです、正直。いいんじゃないでしょうか。

事務局	国の設定した目標や他の県もとりあえず目指しますといったところもありますので、根拠を確実に示すというよりは、ある程度このくらい下がってくるんだけど、留めようと。
大江委員	行政的なバランスを盛り込んで設定したということですね。
岡委員	ちょっと教えてください。これまでの傾きを根拠に弾き出したということですか。
事務局	推計値のところは、今までのトレンドで、減ればこれくらい減りますよ、というものを示しています。その上で、どれくらい押しとどめるかというのを目標値で設定させていただいています。
大江委員	統計学的に言えば先に行くほど誤差が大きくなって不確実性が大きくなるので、やっぱり行政的な判断で目標を設定することが必要なんです。
池邊委員	宅地の方はどうですか。
中村委員	はい。良いと思います。
岡委員	宅地の場合は空き家とかのストックがあり、これを利活用にまわせた場合でもあまり変わらないですか。
事務局	どのくらいうまくできていくか見込みずらいんですけど、そういうところを加味した上で、宅地の場合は人口の増加が次の計画期間でも少し続くと思うので、後半くらいから下がって行って、それプラス空き家や未利用地の活用みたいところで、新規の開発が減る、半分増えて半分減るようなイメージで設定させていただいております。
中村委員	空き家とかを活用して、今よりは増えないけど、若干は増えていくだろうということですね。
事務局	推計の仕方については、いろいろな統計を見ながら、関係あるものを探して、引き続き検討していきたいと思います。
池邊部会長	工業用地のところは、新たに整備された工業団地や圏央道とありますけど、たぶんこの10年は増えているんだと思うんですが、今後も見込んでいく感じなのでしょうか。
事務局	工業用地は増えないことにはしています。商工労働部に聞いたところ、新規の計画はないというところで、今後の経済情勢もあるのかも

	れませんが。
池邊部会長	設定方法の文言のところが、増えるように読み取れるので。
事務局	審議会までには修正しておきます。
池邊部会長	誤解を招かないように、よろしくお願ひします。趣旨はわかっているつもりですけど。
池邊部会長	他はいかがでしょうか。道路はまだ増える見込みでしょうか。
事務局	計画の中でも幹線道路の整備をうたっておりますので、暫時、概成していけば増えるということで、これくらいを見込んでおります。
池邊部会長	1枚目の規模の目標はこれくらいで、2枚目のゾーン別のところですけど、ここは細かい議論をしても仕方ないので、御意見あれば。
中村委員	各ゾーンに分割したときの割合は何か根拠があるのでしょうか。
事務局	平成 27 年の実績の数値がありますので、その割合で割り振らせていただいております。 例えば農地であれば、東葛・湾岸ゾーンの減少が農地全体の減少に占めている割合をもって、目標値を出しています。
志賀委員	その他ってありますよね。イメージとしては、圏央道ゾーンで結構増減が大きいんですが、中身ってのはどんなものなののでしょうか。
事務局	その他については、モニタリングで使用しておりまして、例えば、都市公園、レクリエーション施設、低未利用地、耕作放棄地といったものが含まれています。近年の増加としては耕作放棄地が大きくなっています。
中村委員	平成 27 年時点でその他の面積が大きいっていうのも耕作放棄地が原因でしょうか。
事務局	平成 16 年時点でも既に県全体で 8 万 6 千 ha のその他面積があります。大きなものとしてはゴルフ場が考えられます。
池邊部会長	ゴルフ場ですね。千葉県らしい。
池邊部会長	ゴルフ場はその後どうなっているのでしょうか。八街なんかでペットと一緒にリゾート施設になっているところがありましたが。土地利用上は変わっているかどうかはわかりませんが。その後のマネジメン

	トも考えないといけませんね。
岡委員	関東のゴルフ場のような千葉県への負のイメージを払拭し、県民ひろくに親しめる自然散策型レクリエーションゾーンや生物多様性の復元を計画的に行えないか。他県でゴルフ場を取り込んだ先駆的实施例はありませんか。
事務局	把握できていませんが、もし事例があれば、自然再生の例示として参考にしたいと思います。
池邊部会長	規模の目標、設定方法はよろしいでしょうか。
池邊部会長	そうしますと、今日の御議論を踏まえ、次回は審議会になるのですけれども、先ほど、いくつか資料1について御議論があった部分、庁内調整後ということですので、できる範囲での対応をお願いします。文言をたくさん盛り込んでいただいたので、少し舌足らずになっている部分に少し足していただく修正かなと思います。
池邊部会長	各委員、よろしいでしょうか。
池邊部会長	皆さんに長期にわたり御議論いただきましたが、次回10月の中旬から後半で日程調整をなさるとのことですが、今日のものに若干修正が入る形で審議会に諮りたいと思います。 軽微な修正については私と事務局の方でやらせていただきますが、お任せいただいでよろしいでしょうか。
委員	(異議なし)
池邊部会長	それでは皆様、6回もお時間をいただきありがとうございました。事務局の方にお返しします。
司会	長時間に渡りまして、御審議ありがとうございました。審議会前最後の部会になりますので、政策企画課副課長の榊田よりご挨拶申し上げます。  (副課長挨拶)
司会	以上をもちまして、第6回国土利用計画調査検討部会を閉会いたします。ありがとうございました。